

第4次川口市総合計画がスタートします

「緑 うるおい 人 生き活き」
新産業文化都市 川口の実現を目指して

平成22年
4月

平成34年
3月

総合計画とは

街づくりの基本的な方向性を示すもので、市の最上位に位置する長期的な計画です。本市では、あらゆる行政分野についての基本方針を定めていて、基本構想、基本計画、実施計画からなっています。

策定の背景

人口減少・少子高齢社会の到来や安全・安心に対する意識の高まり、ライフスタイルの変化、地方分権の推進など、市を取り巻く社会経済環境は刻々と変化を続けています。

そうした環境に的確に対応し、限られた資源の効率的・効率的な活用を考慮しながら市のあるべき姿を改めて検討し、さらに川口市自治基本条例の趣旨を最大限に尊重しつつ、新たな川口市のまちづくりの指針として「第4次川口市総合計画」を定めるものです。

基本計画の策定方針

総合計画のうち、政策分野ごとの目標、行政が取り組むべきことなどの目的を示す基本計画は、次の3つの方針に基づき策定しています。

- ①「章」「節」「施策」という三階層でシンプルに、また担当課を明記して、「市民にとってわかりやすい計画」。
- ②最小の経費で最大の効果が得られる行政運営を目指して、「予算と評価を関連つけた計画」。
- ③「目標指標」を掲げて、「成果がわかる計画」。

第4次川口市総合計画書は、4月中旬から市ホームページのほか、市政情報コーナー（本庁舎1階）や各図書館で閲覧できます。また、総合政策課（本庁舎4階）では計画書を販売します。（1冊1,000円）

第4次川口市総合計画

川口市自治基本条例

基本構想

平成22年4月～平成34年3月

都市づくりのビジョンとして、市の将来の姿を描くとともに、それを市民と行政に共通の目標として実現していくために必要な取り組みの方向を示したものです。

<基本理念>

- ①人間性の尊重 ②市民との協働
③環境との共生 ④人づくり・ものづくりの継承と発展

<将来都市像>

「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」

<将来人口>

計画期間の最終である平成34年の人口を、概ね50万人と想定

<めざすべき姿>

- ①安全・安心なまち ②市民が活躍できるまち ③産業が息づくまち
④地域の特色を活かしたまち ⑤緑の豊かなまち ⑥自立した自治体運営を進めるまち

<土地利用構想>

- ①拠点の形成 ②産業と住宅の混在した市街地における土地利用の再編成
③緑と調和した住宅地の形成 ④水と緑の空間形成とネットワーク化

基本計画

前期基本計画 平成22年4月～28年3月

後期基本計画 平成28年4月～34年3月

基本構想を実現するために必要な施策を定めたものです。

政策分野ごとに、1章「福祉・保健」、2章「教育・文化」、3章「産業」、4章「環境」、5章「都市整備」、6章「市民生活」、7章「行政運営」および市内9地域の「地域別計画」からなり、「章」の下に位置する「節」に「目標指標」を掲げました。

実施計画

第1次 平成22年4月～25年3月

第2次 平成25年4月～28年3月

第3次 平成28年4月～31年3月

第4次 平成31年4月～34年3月

実施計画は、基本計画に定められた施策を推進するために、その財源的な裏付けを図りながら、具体的な事業を定めたものです。原則的に3カ年の計画です。